

2025年3月12日

## 新商品「継続入院所得保障保険」の発売 法人向け商品『プログシード』の発売

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮、以下「当社」)は、2025年3月19日より、必要な保障を組み合わせお客さま一人ひとりに“ぴったり”な保険を提供する「ジャスト」のラインアップの一つとして「継続入院所得保障保険」(愛称:心身サポート)を発売します。また、法人のお客さま向けに「生活障害年金定期保険『プログシード』」を発売します。

### 1. 新商品「継続入院所得保障保険」(愛称:心身サポート)の発売



「継続入院所得保障保険」は入院が長引いたときの所得の減少をサポートする商品です。病気・ケガによる14日以上継続入院で一時金をお支払いし、入院が長引いたときの所得の減少に備えることができます。入院所得保障基本型とメンタル入院所得保障充実型の2種類があり、メンタル入院所得保障充実型の場合、所定のメンタル疾病<sup>※1</sup>による14日以上継続入院にも手厚く備えることができます。

### 2. 法人向け商品「生活障害年金定期保険『プログシード』」の発売



「生活障害年金定期保険『プログシード』」は、経営者が要介護状態などになったときの長期休業のリスクに備えながら、解約返還金を活用して退職金などの将来資金の準備ができる法人向けの商品です。公的介護保険において要介護2以上に認定され、ご契約時に選択した年金支払期間中に生存している場合に生活障害年金をお支払いします。また、生活障害年金のお支払い前に限り、事業のための資金が必要となった場合や勇退時の退職慰労金の財源等に解約返還金をご活用いただけます<sup>※2</sup>。

※1 メンタル入院所得給付金のお支払いの対象となる所定のメンタル疾病は、統合失調症・気分[感情]障害等です。認知症・知的障害・パーソナリティ障害等はメンタル入院所得給付金のお支払い対象となるメンタル疾病ではありません。

※2 第1回生活障害年金の支払日以後は、解約を取り扱いません。経過月数によっては、解約返還金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。

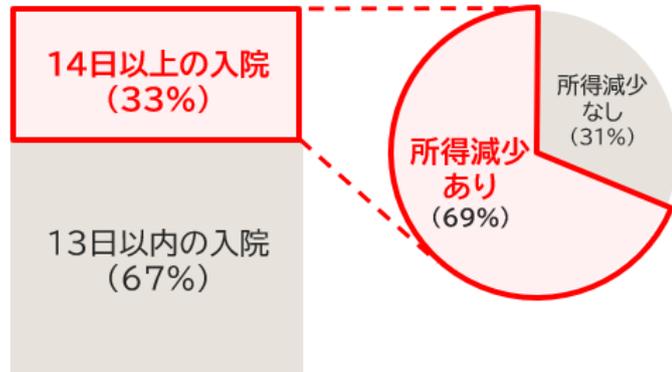
## (1) 発売の背景

けがや病気の症状によっては一定期間の入院を要する場合もあり、入院した方のうち約3割が14日以上入院しています。また14日以上入院をした方の約7割の方が“所得が減少した”と回答しており、入院による所得の減少はどなたにも起こりうるリスクといえます。

また働けなくなる原因としては、メンタル疾病が全体の35%と、その原因の最たるものとなっています①。メンタル疾病が原因で働けなくなった場合、所得の減少期間が長く、累計の減少額も大きくなる傾向があるため、メンタル疾病にはより手厚く備える必要があります②。

このような背景から、入院が長引いたときの所得の減少に備える新商品「継続入院所得保障保険」を発売します。入院による所得減少の実態や、メンタル疾病の特性を踏まえた本商品で、働けなくなったときの所得を守る安心をご提供するとともに、「ジャスト」商品ラインアップに本商品を加えることで、入院や介護等の費用負担に備える保障と合わせて、より幅広い安心をお客さまに提供してまいります。

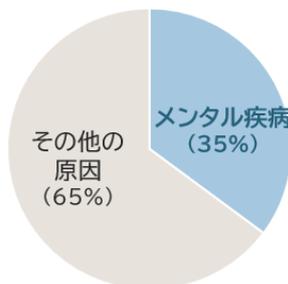
【14日以上入院した方の割合】 【14日以上入院した方の所得減少の有無】



※3

※4

① 働けなくなる原因



※5、精神および行動の障害を“メンタル疾病”と記載

②メンタル疾病の所得減少への影響

<収入が減少した場合の所得減少期間>



※4

<14日以上入院した方の累計所得減少額>

メンタル疾病以外

メンタル疾病



※4、メンタル疾病以外で14日以上入院した方の入院中・休職中の累計減少額との相対比

※3 厚生労働省 / 「2023年 患者調査」 ※4 2024年5月 第一生命 Web 調査

※5 全国健康保険協会 / 現金給付受給者状況調査 (令和5年度)

## (2) 継続入院所得保障保険(心身サポート)のポイント

ポイント①

病気・ケガによる14日以上継続入院で入院所得給付金をお支払いします

ポイント②

メンタル入院所得保障充実型の場合、所定のメンタル疾病※6に手厚く備えられます

- 「メンタル入院所得保障充実型」では、所定のメンタル疾病で14日以上継続入院した場合、上記の入院所得給付金に加えてメンタル入院所得給付金をお支払いします。

※6 メンタル入院所得給付金のお支払いの対象となる所定のメンタル疾病は、統合失調症・気分[感情]障害等です。認知症・知的障害・パーソナリティ障害等はメンタル入院所得給付金のお支払い対象となるメンタル疾病ではありません。

### (3) 継続入院所得保障保険(心身サポート)の商品概要

#### ① 保障内容

型	給付金 <sup>※7</sup>	支払事由	支払金額	支払限度
入院所得保障 基本型	入院所得給付金	病気・ケガによる入院が14日以上継続したとき	給付金月額 ×6	通算10回
メンタル入院 所得保障充実型	入院所得給付金	病気・ケガによる入院が14日以上継続したとき	給付金月額 ×6	通算10回
	メンタル入院所得 給付金	所定のメンタル疾病 <sup>※6</sup> による 入院が14日以上継続したとき	給付金月額 ×2	通算10回 <sup>※8</sup>

※7 給付金のお支払いの対象とならない場合があります。たとえば、治療を目的としない美容上の処置による入院は対象となりません。また複数回入院したときなどお支払いの対象とならない場合があります。

※8 入院所得給付金の支払回数が通算10回に達すると契約は消滅します。メンタル入院所得保障充実型の場合は、メンタル入院所得給付金の支払回数が通算10回に達していなくても、入院所得給付金の支払回数が通算10回に達したときは、契約は消滅したものとします。

#### ② 主な取り扱い

正式名称	継続入院所得保障保険(無解約返還金)2025
契約年齢	15歳～75歳
保険期間	定期(最長80歳まで)

#### ③ 保険料例

##### <契約例>

給付金月額10万円、月払(口座振替扱)、保険料払込免除特約(2018)付加あり、保険期間10年、80歳更新限度<sup>※9,10</sup>

	メンタル入院所得保障充実型				入院所得保障基本型			
	男性		女性		男性		女性	
加入 年齢	健康診断 割引なし	健康診断 基本割引	健康診断 割引なし	健康診断 基本割引	健康診断 割引なし	健康診断 基本割引	健康診断 割引なし	健康診断 基本割引
20歳	1,141円	1,055円	1,413円	1,355円	1,008円	922円	1,201円	1,143円
30歳	1,585円	1,422円	1,971円	1,884円	1,450円	1,287円	1,750円	1,663円
40歳	2,727円	2,319円	2,536円	2,329円	2,586円	2,178円	2,299円	2,092円

※9 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって再計算するため同じ保障内容であったとしても、更新前の保険料とは異なります。

※10 契約時に健康診断書等を提出することで、健康診断基本割引保険料になります。さらに、ご提出いただく健康診断書の結果が所定の要件を満たせば、「健康診断優良割引」としてさらに保険料が割引になります。契約に際して、健康診断書等の提出とは別に健康状態の告知等が必要です。告知等の内容によっては健康診断優良割引の適用条件をすべて満たした場合でも、健康診断基本割引保険料になることや加入できないことがあります。

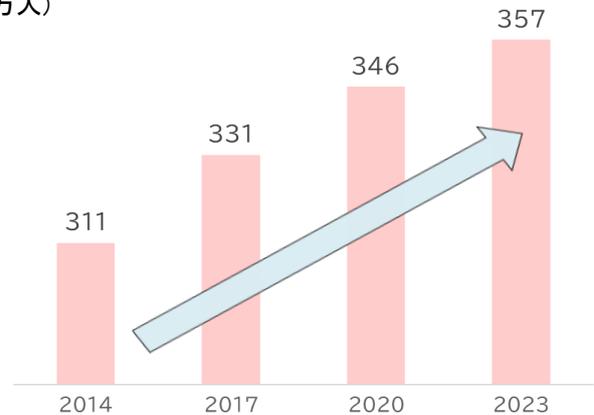
## (1) 発売の背景

高齢化の進展に伴い、日常生活に支障が出る要介護状態に該当する人は増加傾向にあります。また、平均介護期間は5年1か月<sup>※11</sup>と長く、経営者が要介護に該当した場合、長期間経営に携われなくなることが考えられます。その場合、企業の売上が減少し、それに伴う運転資金の確保が必要となるケースも想定されます。

このような背景から、要介護状態などになったときの長期休業リスクに備えることができる法人向け商品「生活障害年金定期保険『プログシード』」を発売します。

【要介護2以上認定者数の推移】

(万人)



厚生労働省／「介護保険事業状況報告 月報（暫定）」  
各年4月時点の要介護・要支援者の合計者数を掲載

※11 公益財団法人生命保険文化センター / 「生命保険に関する全国実態調査」 / 2021(令和3)年度

## (2) 生活障害年金定期保険『プログシード』のポイント

### ポイント①

長期休業リスクに対する充実した保障を備えられます

- 公的介護保険の要介護2以上に該当し、認定され、契約時に選択した年金支払期間中に生存している場合、生活障害年金を受け取れます。<sup>※12</sup>

※12 契約年齢が39歳以下と40歳以上で生活障害年金の支払事由が異なります。

### ポイント②

お客さまのニーズに合わせた柔軟な設計が可能です

- 満期年齢を柔軟に設定できるため、保障が必要な期間に合わせた設計が可能です。更には年金額、保険料なども含めた、お客さまのニーズに合わせたきめ細やかな設計が可能です。

### ポイント③

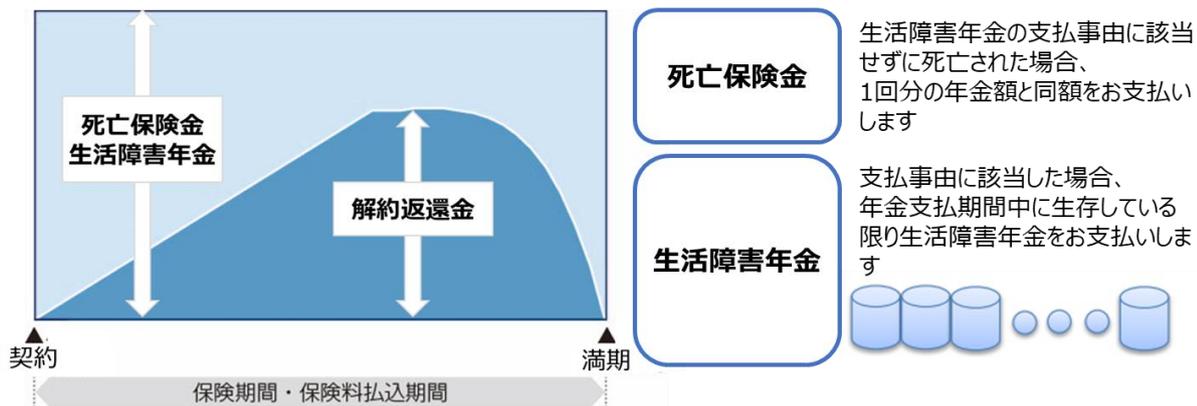
解約返還金を活用して退職金などの将来資金や経営安定資金を準備できます

- 退職金の原資や、万が一経営状況が悪化した場合の経営安定資金として、解約返還金を活用いただけます(解約した場合、以後の保障はなくなります)。<sup>※13</sup>

※13 第1回生活障害年金の支払日以後は、解約を取り扱いません。経過月数によっては、解約返還金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。

### (3) 生活障害年金定期保険『プログシード』の商品概要

#### ① 仕組み図(イメージ図)<sup>※14</sup>



※14 契約内容によって異なります。

#### ② 保障内容

契約年齢により2つの型を取り扱います。

契約年齢	契約の型	お支払いする年金・保険金 <sup>※15</sup>	支払事由	支払金額
20歳 ～39歳	障害・ 介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	1回分の年金額と同額
		生活障害年金 <sup>※16</sup>	つぎのいずれかの事由に該当したとき 【生活障害年金(障害)】 身体障害者福祉法における1級の障害に該当し、身体障害者手帳が交付され、年金支払期間中に生存している場合 【生活障害年金(介護)】 公的介護保険において要介護2以上に該当し、認定され、年金支払期間中に生存している場合 <sup>※17</sup>	年金額
40歳 ～70歳	介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	1回分の年金額と同額
		生活障害年金 <sup>※16</sup>	【生活障害年金(介護)】 公的介護保険において要介護2以上に該当し、認定され、年金支払期間中に生存している場合 <sup>※17</sup>	年金額

※15 生活障害年金と死亡保険金は重複しては支払いません。

※16 生活障害年金は、複数の支払事由に該当しても重複しては支払いません。生活障害年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料払込は不要となります。

※17 公的介護保険は40歳以上が対象であるため、40歳未満の方が要介護認定されることはありません。また、40歳から64歳の方は、介護保険法施行令に定める特定疾病が原因のときに限り要介護認定の対象となります。

### ③ 主な取り扱い

正式名称	生活障害年金定期保険(2018)
契約年齢	20歳～70歳
保険期間	定期(最長90歳まで) <sup>※18</sup>
年金支払期間	5年・10年・15年 <sup>※19</sup>
契約形態	契約者＝法人のみ

※18 契約年齢によっては選択できない保険種目があります。

※19 生活障害年金は生存している場合、受け取れます。また、年金支払期間の変更は取り扱いません。

### ④ 保険料例

#### <契約例>

保険期間:80歳満期・年金額6,000万円(5年有期年金)・払方:年一括払

加入年齢	男性	女性
20歳	1,499,280円	1,322,160円
30歳	1,889,460円	1,640,400円
40歳	2,072,940円	1,873,260円
50歳	2,894,940円	2,605,680円
60歳	4,490,280円	4,048,620円

以上

- この資料は2025年2月時点の商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したのではなく、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。
- 2025年2月時点の介護保険法・身体障害者福祉法にもとづいて記載しています。
- 法人で保険加入の検討にあたっては、「法人向け保険の検討にあたっての留意事項」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

(登)C24P0364(2025.2.10)